



2022年5月13日

各 位

会 社 名 綿半ホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 野原 勇  
(コード番号：3199 東証プライム)  
問 合 せ 先 専務取締役 有賀 博  
(TEL. 03-3341-2766)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第74回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、新たに場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款第12条第2項の追加を行うものであります。

なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会の決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載のとおりであります。

#### 3. 変更の日程(予定)

定款一部変更のための株主総会開催日	2022年6月24日(金)
定款一部変更の効力発生日	2022年6月24日(金)

以 上

(下線部分は変更を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(招集の時期)</u> 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新 設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 17 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新 設)</p> <p>附則 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(招集)</u> 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2 当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でない</u>と取締役会が決定したときには、<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> (削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 <u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u> 第 2 条 定款第 12 条第 2 項の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、<u>経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本附則は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第 3 条 定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 17 条 (電子提供措置等) の新設は、<u>2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会</u></p>

については、定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。